

熊本県公報

号外 第 38 号
平成 16 年 6 月 18 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県知事及び出納長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則..... (行政経営課) 1

本号で公布された規則のあらまし

- ◇熊本県知事及び出納長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則
副知事を2人置くことに伴い、知事に事故があるとき等の場合に円滑に対処するため、あらかじめ知事の職務を代理する副知事の順序を定めることとした。
1 知事の職務を代理する副知事の順序は、次の各号の順とすることとした。
 (1) 副知事 安田宏正
 (2) 副知事 金澤和夫
2 知事の職務を代理する副知事の順序を規定することに伴い各条の見出しの整備を行うこととした。
3 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

熊本県知事及び出納長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16 年 6 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 38 号

熊本県知事及び出納長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則
熊本県知事及び出納長の職務代理者に関する規則（昭和 39 年規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「(出納長の職務を代理する上席の出納員)」に改め、同条を第 3 条とする。

第 1 条の見出しを「(知事の職務を代理する上席の事務吏員)」に改め、同条中「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第 2 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(知事の職務を代理する副知事の順序)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 152 条第 1 項の規定による知事の職務を代理する副知事の順序は、次の各号の順とする。

- (1) 副知事 安田宏正
- (2) 副知事 金澤和夫

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

